

(仮称)町会・自治会活性化推進条例の 制定に向けた検討について

条例検討の背景

地域の防災・防犯・環境美化・福祉・世代間交流等、様々な地域活動を行っている町会・自治会は、安全・安心で快適な地域コミュニティづくりの中心的な役割を担ってきた。

近年は、生活様式や価値観の多様化等により、町会・自治会加入率の減少や活動の担い手不足が深刻化しており、町会・自治会組織の活性化が課題となっている。

区はこれまで、コンサルティング事業や行政書士による相談事業、スマートフォン・SNS講座、タワーマンションのコミュニティづくり等の町会・自治会活性化支援事業を実施してきたが、ここ数年、町会・自治会役員の高齢化やコロナ禍での活動停滞から、町会・自治会の持続性への危機感が増大し、地域活動の再起動と地域の活性化を図ることが求められている。

こうしたことを踏まえ、「新宿力」で創造するやすらぎとにぎわいのまちの実現に向け、**地域住民、マンション居住者や事業者、地域団体等が、町会・自治会が行っている様々な地域活動に自主的に関わるための条例**を制定する。

地域住民、マンション居住者、事業者、地域団体等が、町会・自治会活動に関わるための条例



- 区民相互のつながり
- 良好な地域コミュニティの維持
- 地域課題解決

町会・自治会の現状と課題

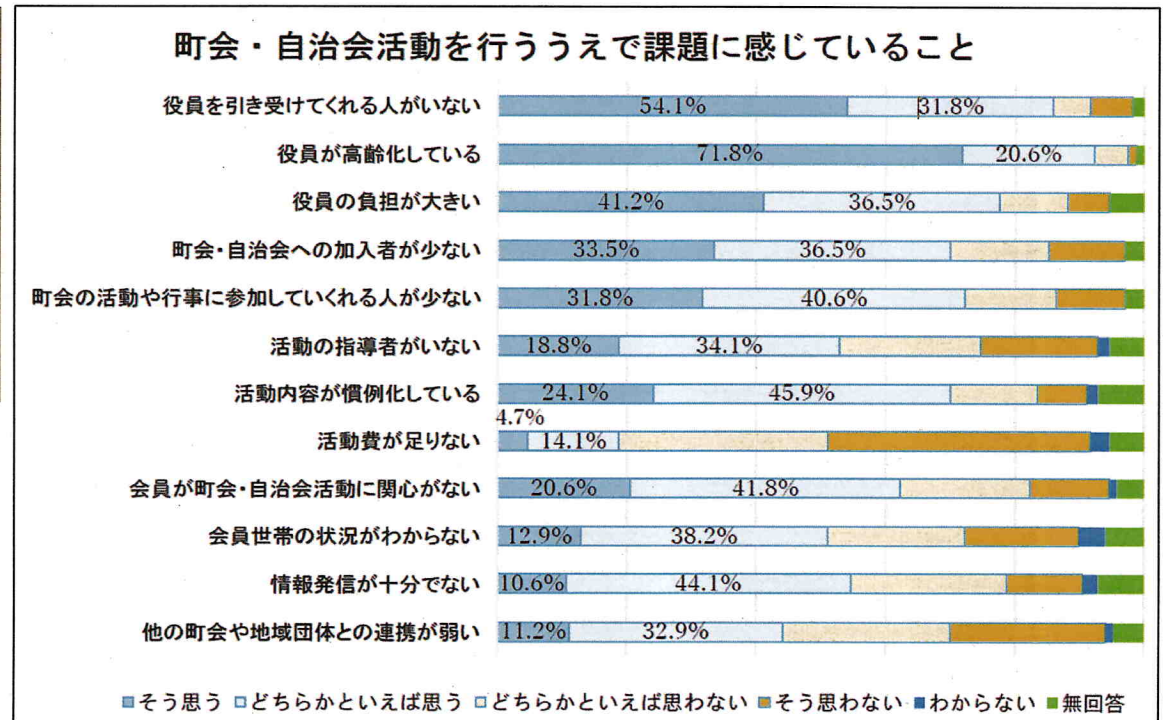
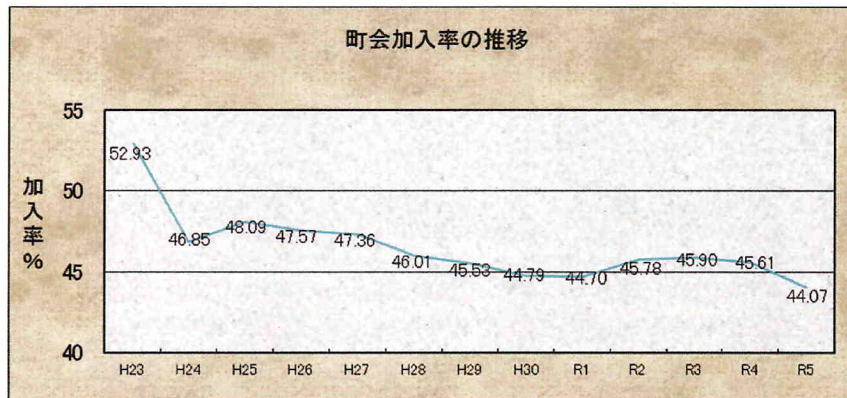
区内の町会・自治会数は200団体で、平成28年以降その数に変更はない。

会員世帯の規模は、200世帯以下の町会が約3割強、201～500世帯の町会が約3割強、501世帯以上の町会が約3割台半ばである。

加入率は、ここ10年では、微減傾向が続いており、令和5年8月1日時点の加入率は、44.07%であった。

活動を行う上での課題は、役員の担い手がいない上に役員が高齢化していることで、一部の人達（役員）への負担が大きくなっている。

活動内容のマンネリ化や参加者の減少・固定化、関心の低下も課題に感じている。結果、若い世代や新しい人が関わりづらかったり、魅力的ではなくなっている可能性がある。



(出典：町会・自治会の活動に関するアンケート報告書(令和4年度版))

区のこれまでの取組①

(パンフレット作成・加入方法)

- 加入促進の取組として、広報新宿での町会・自治会活動の特集記事を掲載するほか、町会長・自治会長の写真を掲載した地区別のパンフレットの作成・配布、希望する単一町会のパンフレット作成支援を実施。
- 町会・自治会加入方法手段として、窓口・電話・FAXに加え、令和4年12月から区ホームページから加入申込みができる「電子申請サービス」を導入。

(建物・マンションへのアプローチ)

- 建築確認が完了した区内建物（マンション含む）について都市計画部からデータをもらい、建築主に対して、建物の所在地に該当する町会・自治会名と「入居者への町会・自治会案内依頼」が書かれたハガキを送付。
- ワンルームマンションの届け出の際、住宅課窓口で、建築主等に対し、入居者に町会・自治会の案内をしてもらうチラシを配布（新宿区ワンルームマンション条例・規則で規定）。

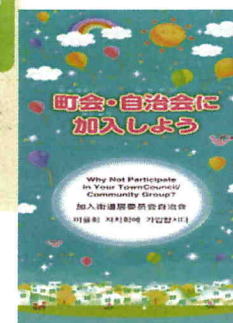
■ 広報新宿での特集記事（年2回）



■ 加入促進パンフレットの配布



顔のわかるパンフレット
(各地区)



加入促進パンフレット（外国語版）



単一町会パンフレット

区のこれまでの取組②

(専門家支援)

- 「コロナ禍における町会・自治会活動」「町会・自治会運営のIT化」など町会・自治会活性化をテーマにした**専門家による講演会**を実施。
- 町会・自治会への加入促進や魅力的なイベントの企画、ITの活用等、各町会・自治会の課題に応じて支援メニュー作成し伴走型でアドバイザーが支援を行う「**プログラム型コンサルティング事業**」を実施。
- 規約改正や個人情報保護規定整備、認可地縁団体の登録手続き等に関し、**行政書士による個別相談**を実施

(デジタル化支援)

- スマートフォン使い方講座やSNS講座を実施。
- 業務の効率化や役員の負担軽減、若い世代の参加促進を目的として、電子回覧板の実証実験を実施。

■ 様々な課題をテーマした講演会



■ 伴走型のコンサルティング事業

【新宿区町会・自治会活性化応援隊】事業

町会運営の課題や困りごとの解決をお手伝いします！

対象：各市区町会連合会に属する町会・自治会

町会・自治会活性化応援隊

区から委託された支援機関(株式会社 knott(ノット))が、町会・自治会の課題を分析し、課題に応じた複合型のプログラムで、課題解決に向けた町会の取組を伴走支援します。

加入促進 <ul style="list-style-type: none"> 加入に対するニーズ把握 町会のPR強化 未加入者との関係づくり など 	活動・行事 <ul style="list-style-type: none"> ニーズに対応したイベント 参加しやすい活動 参加者との関係づくり など
情報発信・情報共有 <ul style="list-style-type: none"> 町会活動の紹介 広報紙づくり SNSの活用 など 	組織運営・担い手づくり <ul style="list-style-type: none"> 事業の見直し 役員マニュアルづくり サポーター制度の活用 など

詳しい申し込み方法は裏面をご覧ください。

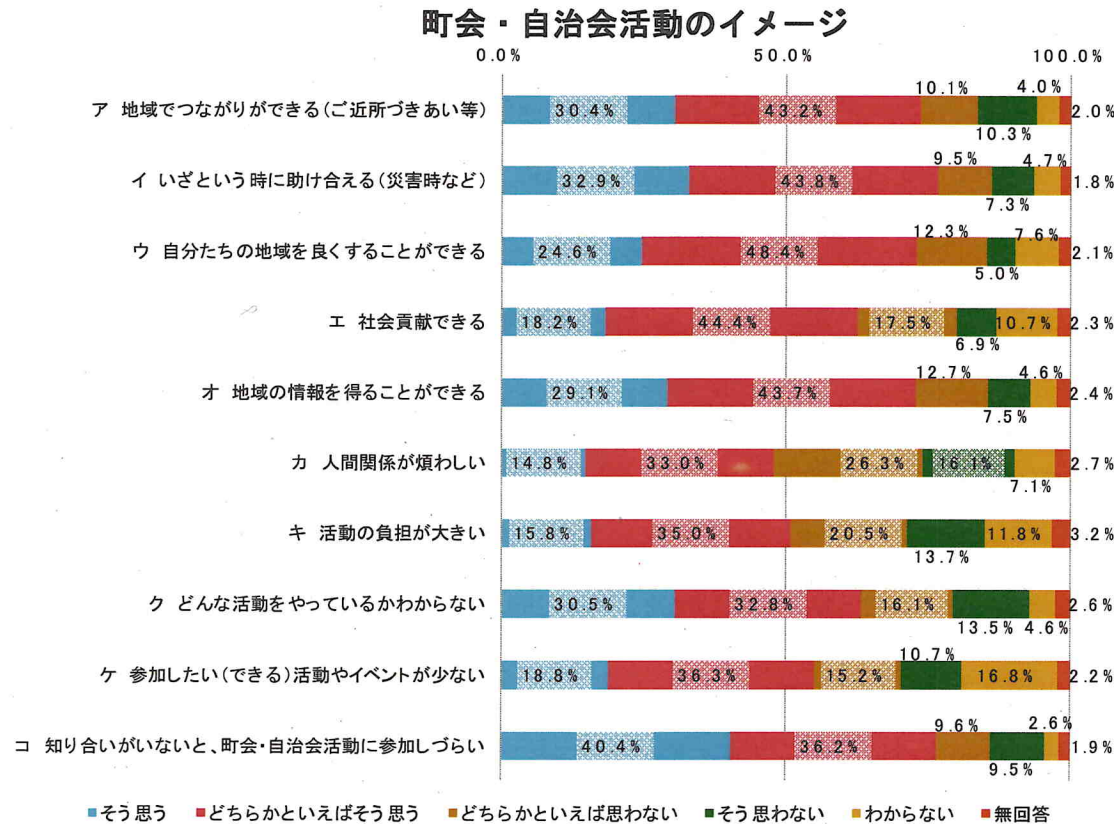
■ スマートフォン・SNS講座



町会・自治会に対する意識

町会・自治会に対するイメージを調査した区政モニターアンケートの結果では、「どんな活動をやっているかわからない」(63.3%)、「知り合いがいないと、町会・自治会活動に参加しづらい」(76.6%)で「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」が高いポイントとなっており、活動への関心の低さやいきなり活動や集まりに参加することに対してハードルの高さを感じている人が多いとわかる。

一方で、「地域でつながりができる」(73.6%)、「いざという時に助け合える」(76.7%)、「自分たちの地域を良くすることができる」(73.0%)などで「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」が7割を超えるポイントとなっており、町会・自治会活動への期待を多くの人が持っていることが伺える。



思う・どちらかといえば
そう思うなど
グループは同系色で

条例を制定する目的と効果

これまで実施してきた取組に加え、幅広い世代の住民、マンション居住者、事業者、団体等が町会・自治会活動に自主的に関わるための条例を制定し、理解促進や活動の担い手づくり等につなげ、地域コミュニティの活性化を図る。

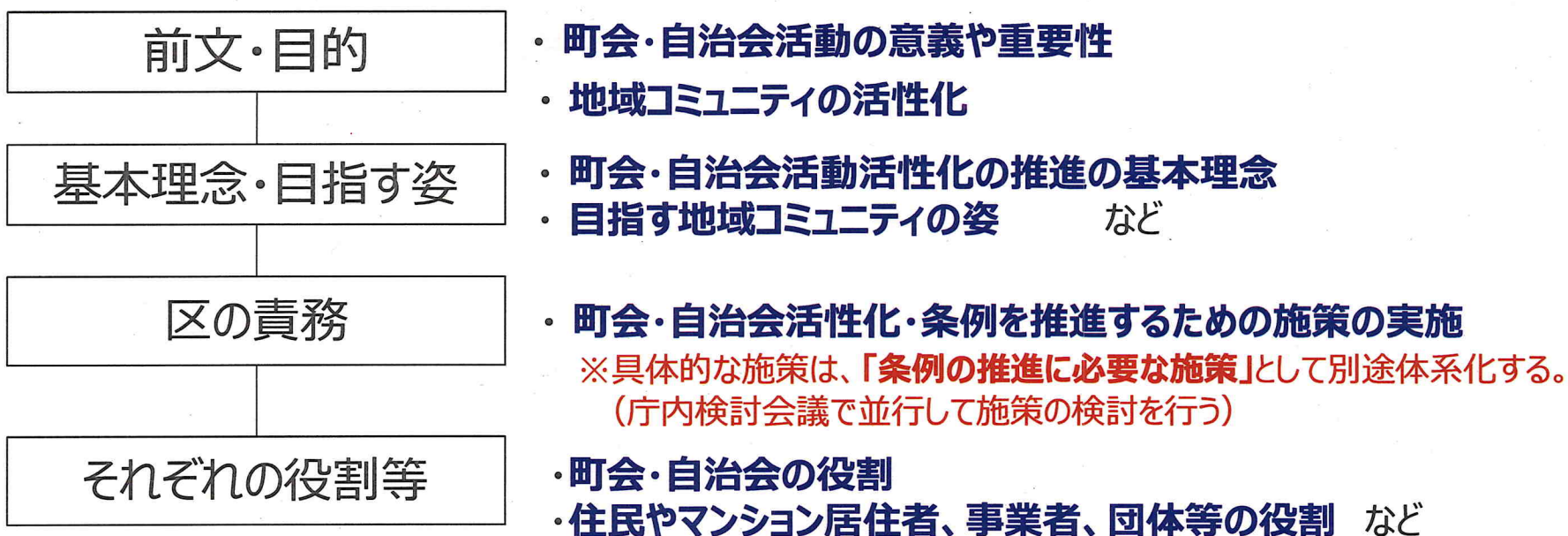
条例は、自治体の基本方針や施策の方向性を示す力が強く、住民や事業者等に地域での役割等を示すことができる。また、議会の議決を経るため、オール新宿で取り組んでいくという強い決意表明になる。

条例を制定することにより、町会・自治会を知らない・活動への関わりが少ない住民や事業者等と、町会・自治会活動の意義・重要性を共有し、活動への理解・参加を促し、住民や事業者等が一体となって、地域のつながりを深め、助け合い協力しあって住みよい地域をつくるための活動に取り組むことができる。

条例のイメージ

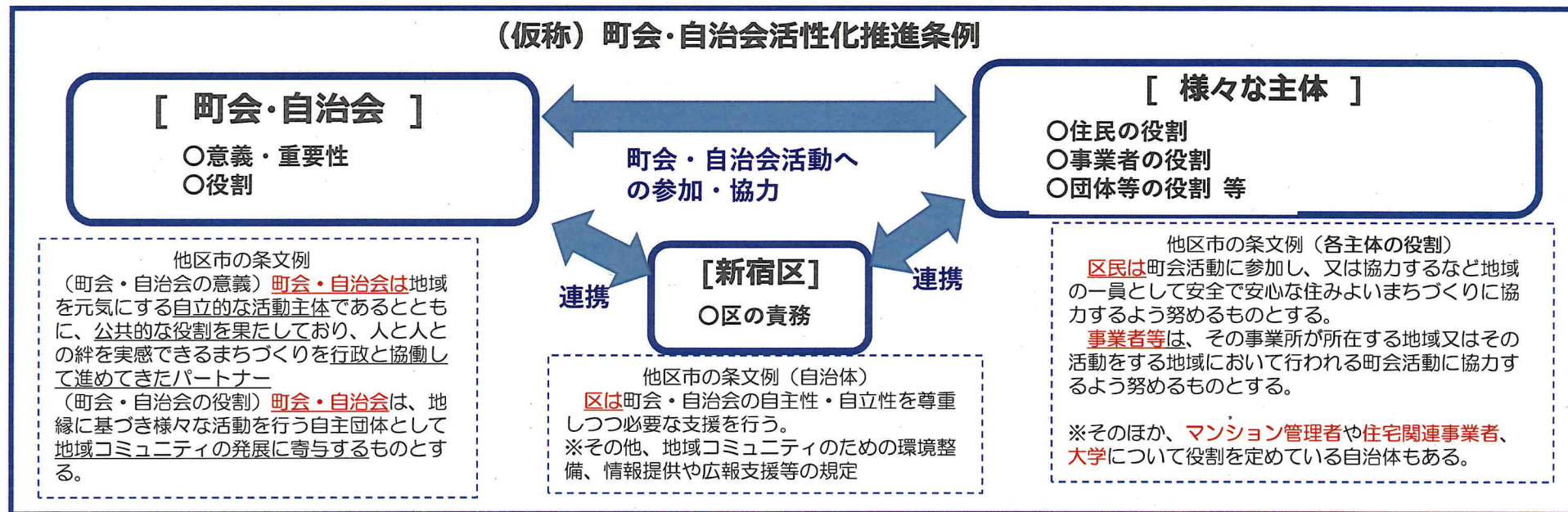
町会・自治会は、一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された任意団体であり、加入や参加を強制することは出来ないが、地域の防災・防犯・環境美化・福祉・世代間交流等、様々な地域活動を通して安全・安心で快適な地域コミュニティづくりの中心的な役割を担う団体として、条例でその意義や重要性を明確に示すとともに、区の責務や、地域に住み、活動する区民・事業者等の役割を定める。(理念条例)

■ (仮称) 町会・自治会活性化推進条例のイメージ



条例の推進のために

条例で町会・自治会活動の意義や、区の責務、それぞれの役割等を定め、この条例に則り、町会・自治会の活性化に向けた施策（条例の実効性を担保するために必要な施策）を地域と連携し実行していく。
 必要な施策については、庁内検討会議において並行して検討し「条例の推進に必要な施策」として別途体系化する。



条例の実効性を担保するために必要な施策(体系イメージ)

町会・自治会の持続可能な組織づくり

加入促進

デジタル化支援

体制強化

活動拠点

活動資金支援

活動のPR

地域コミュニティの基盤づくり

多様な主体との連携促進

意識醸成・人材育成

安全安心な暮らしの確保

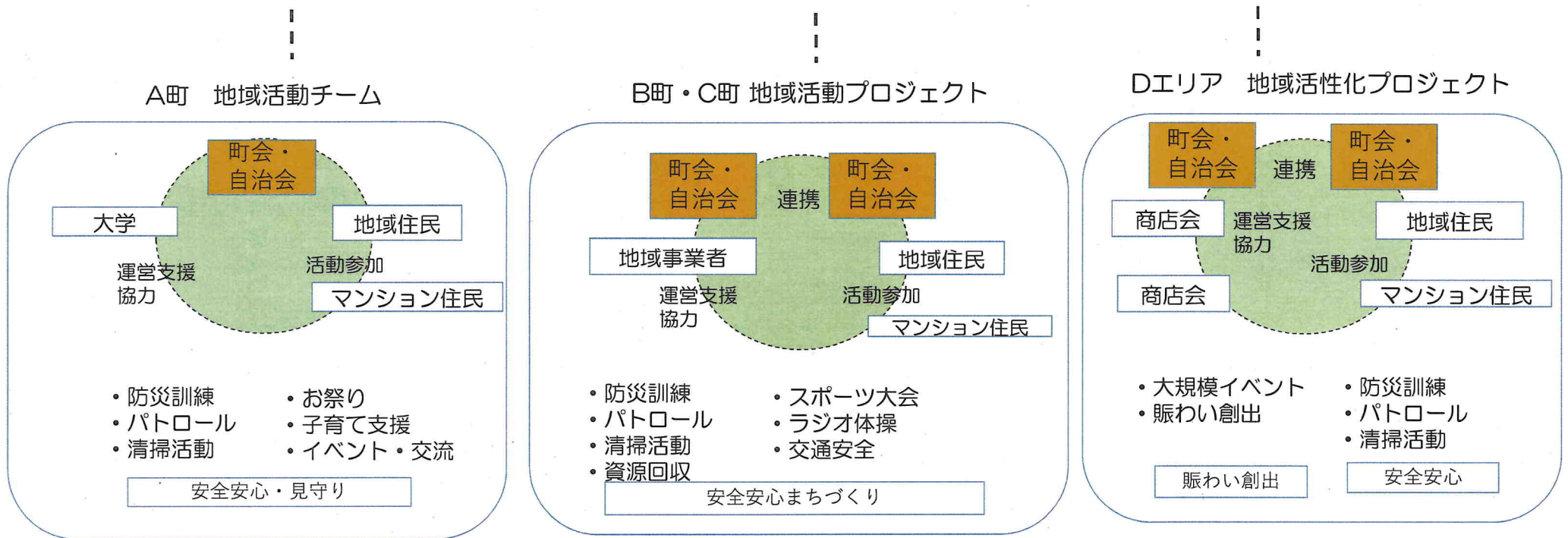
運営組織への支援

地域体制づくり

条例の運用

条例及び条例を推進する施策によって、地域の幅広い世代の住民や事業者等が町会・自治会活動に加入・参加を促進し、町会・自治会の活性化を図る。
各町会・自治会区域の特性に応じた活動やプロジェクトを後押ししていく。

「（仮称）町会・自治会活性化推進条例」



マンションの
地域への協力・
連携強化

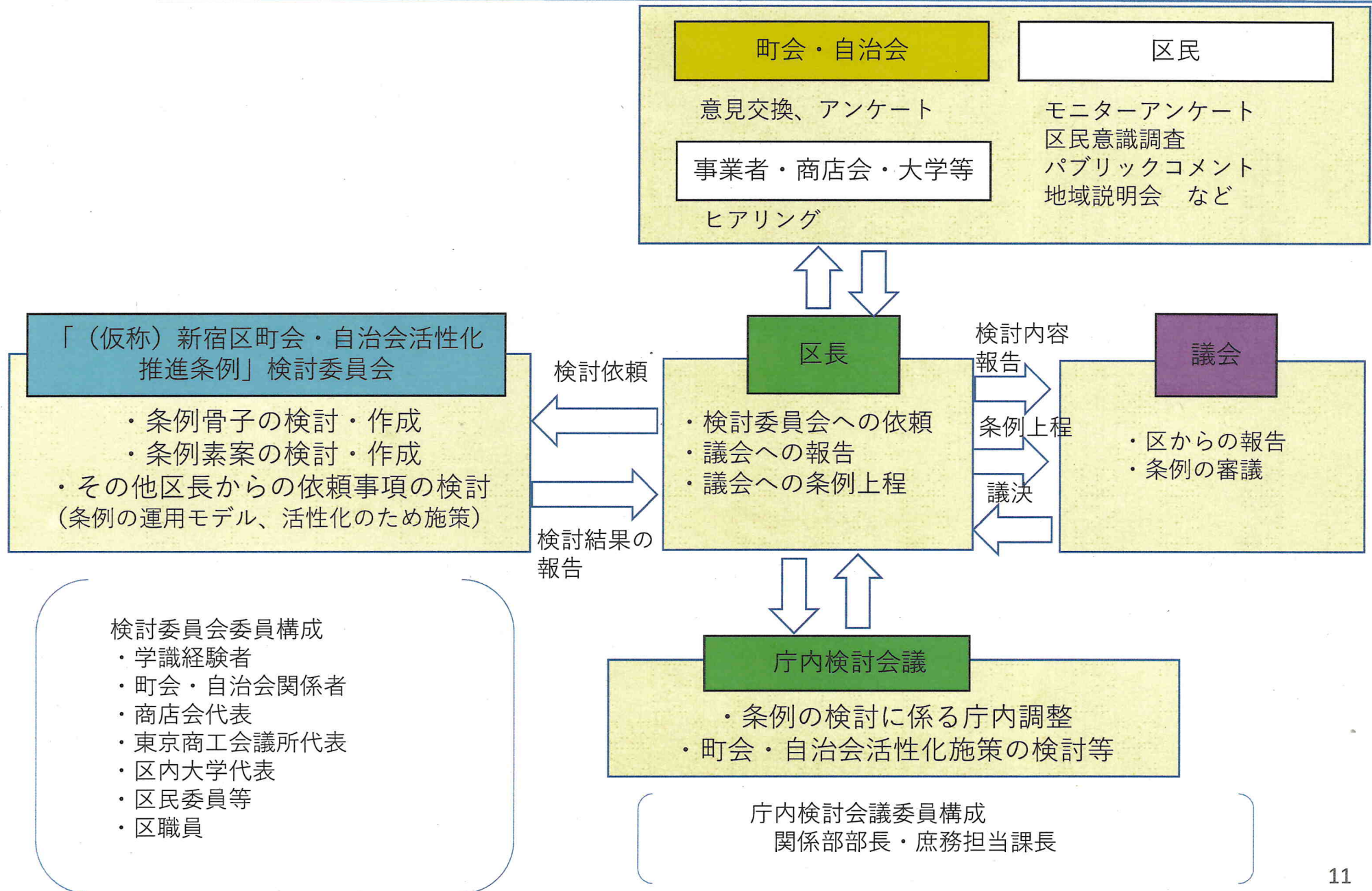
大学等との連携
(学生へのインセ
ンティブ付与)

教育委員会との連携

事業者 (CSR
活動) のPR

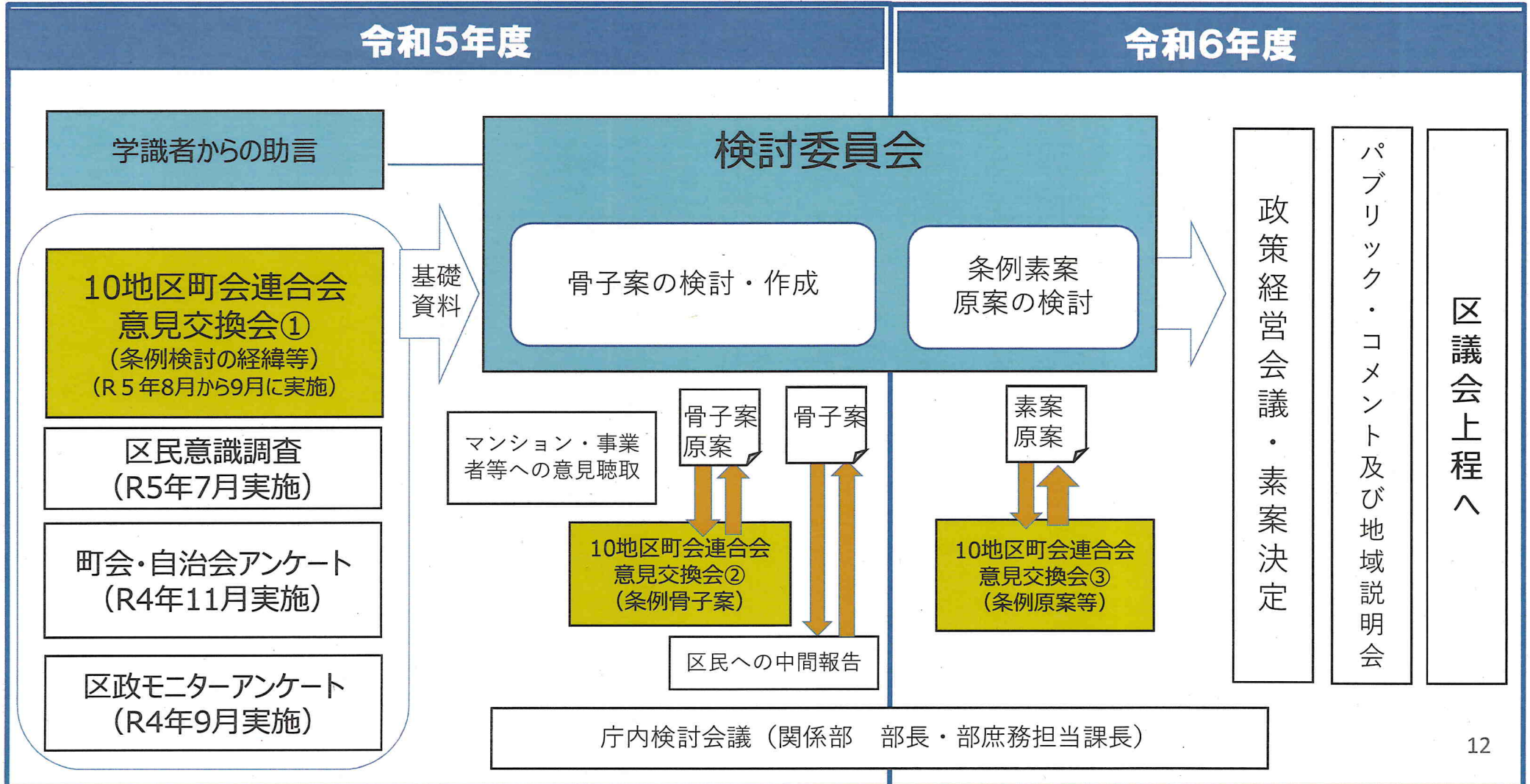
イベントの広報協力

条例の検討体制



検討スケジュール

令和5年度は、10月に検討委員会及を立ち上げ、「条例骨子案」の作成を行う。
 令和6年度は、「条例素案の原案」の作成し、区長に報告を行う。
 ※庁内検討会議は、施策の検討を行う。



検討スケジュール(令和5年度)

庁内検討会議

第1回会議(全体会)
(10月下旬)

- ・ 条例の推進に必要な施策の検討

検討委員会

第1回会議(10月31日)

- ・ 検討事項進め方
- ・ 意見交換会結果等基礎資料の説明

第2回会議(12月25日)

- ・ 骨子案について①
- ・ 区施策の体系について

第3回会議(3月18日)

- ・ 骨子案について②(町会・自治会ご意見踏まえ)
- ・ 区施策の体系について

町会・自治会・区民・事業者等

町会・自治会との意見交換会
(8月下旬～9月上旬)

事業者・商店会・大学等ヒアリング
(11月上旬から中旬)

町会・自治会との意見交換会
(1月中旬～2月上旬)

区民への中間報告会
(3月下旬)

条例検討の進め方(案)

○**条例**は、町会・自治会活動の意義や重要性を明確化し、区民や事業者等へ広く発信することを前提にご検討いただきたい。

○**条例の骨子案**については、先行して開催した10地区ごとの町会・自治会との意見交換の中であげられたご意見等及び、本日、第1回検討委員会での意見を踏まえ、次回以降、事務局が案を提示させていただくので、それを叩き台としてご議論いただきたい。

○**条例の実効性を担保するために必要な施策（町会・自治会の活性化に向けた施策）**については、庁内検討会議で並行して検討し、「条例の推進に必要な施策」として別途体系化する。

○検討においては、町会・自治会と意見交換を重ねながら、令和7年度の施行を目指したいと考えている。